

## 沖縄県建築保全業務（一般廃棄物収集運搬）委託契約書（案）

1. 業 務 名 沖縄県本庁舎等及び知事公舎並びに旧県立図書館  
一般廃棄物収集運搬業務
2. 建築物の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号（沖縄県本庁舎等）  
那覇市寄宮1丁目7番1号（沖縄県知事公舎）  
那覇市寄宮1丁目2番16号（旧沖縄県立図書館）
3. 履 行 期 間 令和8年4月1日から  
令和9年3月31日まで
4. 契 約 金 額  
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額）
5. 契 約 保 証 金 契約保証金の率は、契約金額を契約期間の月数で除して得た額  
に12を乗じて得た額の100分の10以上とする。ただし、沖縄  
県財務規則第101条第2項各号に該当すると認められるとき  
は、免除することができる。

上記の業務について、発注者及び受注者は、各々対等な立場における合意に基づいて、  
次の条項により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ各自1通  
を保有する。

令和 8 年 月 日

発 注 者 住 所 那覇市泉崎1丁目2番2号

職 ・ 氏 名 沖縄県知事 玉城 康裕 印

受 注 者 住 所

商号又は名称

氏 名 印

(法令の遵守)

**第1条** 受注者は、本契約の履行にあたって、労働基準法(昭和22年4月7日法律第49号)、最低賃金法(昭和34年4月15日法律第137号)その他の関係法令を遵守するものとする。

(廃棄物処理業務の対象)

**第2条** 廃棄物収集・運搬処理業務の対象は次のとおりとする。

沖縄県本庁舎、県議会庁舎、警察庁舎、旧沖縄県立図書館の構内及び知事公舎の一般廃棄物を収集、運搬処理を行う。

(履行期間)

**第3条** 受注者は契約書記載の業務を契約書記載の履行期間(以下「履行期間」という。)内に履行するものとし、発注者は、その契約金額を支払うものとする。

(委託内容)

**第4条** 受注者は、仕様書により、委託の本旨に従い善良な管理者の注意をもって業務を実施するものとする。

(委託料)

**第5条** 受注者は、第12条の検査に合格したときは、代金の支払を発注者に請求することができる。

2 この契約の契約金額の支払いは、別表1のとおりとする。

3 発注者は、前項の請求があったときは、当該請求書を受理した日から起算して30日以内にこれを支払うものとする。

(契約保証金)

**第6条** 受注者は、この契約の締結と同時に契約保証を付さなければならない。ただし、沖縄県財務規則(昭和47年沖縄県規則第12号)第101条第2条により免除することができる。

(権利義務の譲渡等の禁止)

**第7条** 受注者は、本契約によって生ずる権利または義務を第三者に譲渡または承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

(再委託の禁止)

**第8条** 受注者は、本契約の全部の履行を一括または分割して第三者に委任し、または請け負わせてはならない。

2 受注者が第1項の規定に違反したときは、発注者は本契約を解除することができる。

これにより受注者または受注者が業務の一部を委任し、または請け負わせた第三者に発生した損害について、発注者は賠償責任を負わないものとする。

(遵守事項)

**第9条** 受注者は、業務上必要のない場所にみだりに立ち入ったり、器物に触れたりしてはならない。

(規律)

**第10条** 受注者は、作業員の教育指導に万全を期し、風紀、衛生、厚生、福利および業務規律の維持に関して、一切の責任を負うものとする。

(秘密の保持)

**第11条** 受注者は、業務上知り得た発注者の秘密を第三者に漏らしてはならない。

(業務の履行確認)

**第12条** 受注者は、別表1の検査対象期間の業務が終了した都度、別に定める記録用紙に実施内容を記録し、その都度発注者の検査を受けなければならない。なお、記録用紙は受注者の負担とする。

2 前項の検査の結果不合格となり、補正を命ぜられたときは、受注者は遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。

(緊急時等の措置)

**第13条** 発注者は、業務実施上緊急の措置を要すると認めるときは、受注者に対し所要の措置をとることを求めることができる。

2 受注者は、発注者の求めに応じ必要な措置をとったときは、その結果について遅滞なく発注者に報告しなければならない。

(業務の調査)

**第14条** 発注者は、必要と認めるときは、業務の処理状況を調査し、または受注者に対し報告を求めることができる。

(業務内容の変更)

**第15条** 発注者は、必要に応じ業務の内容を変更し、または業務を一時中止させることができるものとする。この場合において、委託料または履行期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者が協議して書面により定めるものとする。

2 前項以外の事由により、人件費等が契約年度当初の想定を上回った場合は、発注者と受注者が協議のうえ単価の見直しを行い、委託料の変更をする必要があるときは、発注者と受注者が協議して書面により定めるものとする。

(施設等の使用)

**第16条** 発注者は、本契約期間中、受注者が業務実施上必要なごみ処理室及びごみ圧縮機械等の使用を無償で認めるものとする。

(契約の解除)

**第17条** 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 受注者が正当な理由なく、本契約の全部または一部を履行しないとき。
- (2) 本契約の履行について、受注者またはその作業員に不正または不当な行為があったとき。
- (3) 受注者が本契約を履行することができないと明らかに認められるとき。
- (4) 契約締結後の事情により、業務を継続する必要がなくなったとき。
- (5) 翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額または削除があったとき。
- (6) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下本号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。以下同じ。）の役員等（個人である場合はその者。法人である場合は役員または支店もしくは営業所（常時契約を締

結する事務所をいう。以下同じ。))が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)または暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

イ 役員等が、自己、自社、もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしているとき。

ウ 役員等が、暴力団または暴力団員に対して、資金等を提供し、または便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与しているとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

オ 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

カ 下請契約、資材または原材料等の購入契約その他の契約をしようとする相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約、資材または原材料等の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 発注者は、前項第4号の定めにより、本契約を解除しようとするときは、その2か月前までに受注者に通知しなければならない。

3 発注者は、第1項の規定により、本契約を解除する場合は、違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を徴収するものとし、履行済みの分に相当する金額は違約金の計算に算入しないものとする。ただし、第1項第4号及び第5号の場合はこの限りでない。

(損害賠償)

**第18条** 受注者は、業務の処理に関し発注者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、発注者の責めに帰すべき事由により発生した損害については、この限りでない。

2 受注者は、本契約に違反したことにより発注者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

3 前二項の規定により賠償すべき損害額は、発注者と受注者が協議の上、定めるものとする。

4 受注者は、業務の処理に関し第三者に損害を与えたときは、受注者の責任においてその賠償をしなければならない。

5 前条第1項第5号の規定により契約を解除した場合は、損害賠償の対象とはならない。

(不当介入に関する通報・報告)

**第19条** 受注者は、本契約に関して、自らまたは下請負人等が、暴力団、暴力団員から不

当介入を受けた場合は、これを拒否し、または下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を発注者に報告するとともに、警察への通報および捜査上必要な協力を行うものとする。

(労働関係法令の遵守及び調査)

**第 20 条** 受注者は労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守しなければならない。

**2** 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して前項の状況について報告を求め、又は調査を行うことができる。

(協議事項)

**第 21 条** 発注者および受注者は、相互に協力し、信義を守り誠実に本契約を履行するものとし、この契約の履行について生じた疑義または定めのない事項については、法令その他慣習に従うほか、発注者と受注者が協議のうえ決定するものとする。

支払計画(第5条、第12条関係)

別表1

支払回数	金 額	検査対象期間
1回目		4月分
2回目		5月分
3回目		6月分
4回目		7月分
5回目		8月分
6回目		9月分
7回目		10月分
8回目		11月分
9回目		12月分
10回目		1月分
11回目		2月分
12回目		3月分
合計		